

ボックス 1： 規則 (EC) No 1235/2008 の第 13 条 (3) で言及されている第 3 国の管理機関または権限の名称、住所およびコード。このボディーはボックス 4～18 も完成させます。

ボックス 2： このボックスは、この証明書の発行および使用に関連する Regulation (EC) No 834/20 の規定を示します。関連する規定を示します。

ボックス 3： 第 13a 条 (3) が適用される場合を除き、規則 (EC) No 1235/2008 の第 13 条 (2) で言及される電子貿易管理およびエキスパートシステム (TRACES) によって自動的に割り当てられる証明書のシリアル番号。

ボックス 4： ボックス 8 に記載の国から製品を輸出する事業者の氏名および住所。 輸出者は、規則 (EC) 第 834 号/条第 2 項 (i) に定義されているように、(EC) No 889/2008 の第 34 条に従い、適切な包装または容器で製品を密封することにより、製品を包装すること。

ボックス 5： ボックス 7 に記載されている第三国の製品を製造または処理した運営者。

ボックス 6： ボックス 7 に記載された国における有機生産の規則に従った製品の製造または加工の遵守を監視するための規制機関（群）または権限（群）。

ボックス 7： 原産国とは、製品が生産/栽培または加工された国をいいます。

ボックス 8： 輸出国とは、規制 (EC) No 834/2007 の第 2 条 (i) に定義されているように、製品が最終的な操作の対象となった国をいい、適切な包装または容器で密封されている国をいいます。

ボックス 9： クリアランス国とは、委託が欧州連合への自由な流通のために解放された国を意味します。アクセスポイントは自由な流通のためのリリースポイントであり、国連貿易交通コード (UN / LOCODE、アルファベット 5 文字) によって識別されます。

ボックス 10： 目的国は、EU 内の最初の荷受人の国を意味します。

ボックス 11： 輸入者の規制 (EU) No 952/2013 の第 9 条に規定されている名前、住所、経済運営者登録および識別番号 (EORI)。輸入者とは、欧州連合内の天然または法的人物を意味し、自らまたは代理人を通じて、EU への自由な流通のために放出するための委託を提示する者を意味するものとします。

ボックス 12： 欧州連合 (EU) の委託先の最初の荷受人の氏名と住所。最初の荷受人は、荷受人が配達された自然人または法人、さらに準備および/または販売のために取り扱われる場所を意味するものとします。最初の荷受人はボックス 24 も記入するものとします。

ボックス 13： 関連する製品名（可能であれば 8 桁のレベル）、商品名、パッケージ数（箱数、カートン、袋、バケツなど）、ロット番号および正味重量を含む商品の説明。

ボックス 14： オプション

ボックス 15： オプション

ボックス 16： 適切な単位で表示された総重量（正味質量、リットルなどの kg）。

ボックス 17： 入国地点に到着する輸送手段。

- ・ 輸送手段：飛行機、船舶、鉄道、道路車両、その他。
- ・ 輸送手段の識別：飛行機の場合飛行番号、船舶の名前、船名、鉄道の場合、列車の識別番号およびワゴン番号、道路輸送の場合は、適切な場合はトレーラーナンバープレートの登録ナンバープレートを輸送します。フェリーの場合は、道路車両と予定されているフェリーを識別して船舶と道路車両を指定してください。

ボックス 18： 証明書を発行する制御権または制御機関の宣言。署名とスタンプは、印刷の色とは異なる色でなければなりません。

ボックス 19： 関連する加盟国の管轄当局または輸入者によって記入されなければなりません。

ボックス 20： Regulation (EC) No 1235/2008 の第 14 条に規定されている状況の準備または分割作業の前に、該当する場合、関連する加盟国の管轄当局によって、第十三条（1）。

ボックス 21： Regulation (EC) No 889/2008 の第 34 条に規定されている小切手を実施したときに、受領時に最初の荷受人が記入します。。